# 豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存計画

平成５年１２月２０日
豊町教育委員会告示第５号

豊町伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第５条の規定に基づき豊町御手洗伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

## １．保存地区の保存に関する基本計画

### (1) 方　針

#### (ｱ) 沿　革

御手洗のある大崎下島は、瀬戸内海の中央よりやや西側に位置し、島の周囲約２０km、瀬戸内海の多くの島と同様に山地がほとんどを占める、平地の少ない島である。豊町は、大崎下島の中央部から東部を占め、昭和３１年に御手洗町、大長村、久友村の１町２村が合併してできた町である。御手洗は、面積約０．２km²、豊町の東端に位置する集落である。

大崎下島は、室町時代末期までは伊予領（現在の愛媛県）に属しており、慶長年間（1596~1614）に安芸国の所領となり大崎下島と称されるようになった。

御手洗は、江戸時代初期には農耕地として開かれていたが、瀬戸内海航路の「沖乗り」の発達にともない、風待ち・潮待ち港として着目され、寛文６年（1666）に耕地を屋敷地にすることを許されると、大長や他国から人々が移住し急速に港町を形成していった。正徳３年（1713）に町年寄役、文化５年（1808）に町庄屋が置かれた。また、享保～宝暦頃（1716~1763）には若胡子屋等４軒の茶屋が公認され、町は歓楽街として賑わう一方、米や酒をはじめとする他国商品取扱いの特権も与えられ、諸国の廻船を相手に商業中継港としての機能を高めていく。そして、唐物改役、年番役、歩銭壱合米取立役、茶屋支配役等の特別な役人も置かれた。また、薩摩、長州、延岡、飫肥、宇和島藩等、九州四国のいくつかの藩は、参勤交代の際に御手洗に船宿を指定していた。

一方、災害の記録も少なくなく、元文年間（1736~1740）、宝暦９年（1759）、文政５年（1822）、天保８年（1837）に火災が起きている。特に宝暦の大火は当時の町の大半を焼きつくした。また、明和７年（1770）、安永８年（1779）、寛政４年（1792）の台風、安政元年（1854）の地震の被害も記録されている。

御手洗が港町として急成長するにつれて、人口・戸数は急激に増加し、それにともなって土地の狭い御手洗は数度にわたって埋立てられた。また、文政１１～１２年（1828~1829）には安芸藩の事業として御手洗の南端の千砂子磯に大規模な波止も築造された。

ところが明治になり、瀬戸内海航路に汽船が就航し本州に鉄道が整備されるようになると、御手洗は船舶の寄港が減少するとともに商業が次第に衰退し、かつての経済中心地としての機能を喪失するようになる。しかし御手洗は独立した町として踏みとどまり、港町としての生き残りをかけて、小防波堤、雁木、給水所・給油所等の港湾諸施設の整備を行い、機帆船の避難港として維持された。そして、大正３年には帝国水難救済会御手洗救難所が設けられた。その後、第１次大戦による好況を受け、寄港する船も増え、町の造船業も活況をみせるようになった。また、昭和８～１１年には町内全道路にコンクリート舗装を施した。昭和１３年の記録からは、中継港として木造船用材木である弁甲杉等が西日本全般にわたって取引され、米・酒・醤油の日用品等は近隣町村の需要を満たしていたことが伺われる。しかし、昭和３１年の合併後は大長が町の中心となった。

#### (ｲ) 現　況

近代以降の御手洗は、江戸時代の繁栄を取り戻すことはなく、１８世紀前半から明治初年にかけて形成された都市構造をほとんど凍結したまま、現在に至っている。合併後は商業、港湾の中心も大長に移り、御手洗の港町としての機能は低下する一方となった。また、戦前戦後を通じて活況を呈したみかん産業も昭和４０年代以降、急速に衰退するようになると、豊町全体から青年層の人口流出が進み、御手洗も空き家が目立つようになった。さらに、昭和３９～４８年にかけて県道が海岸沿いに新設、拡幅され、この工事のために元の石組護岸や雁木等はほとんどなくなり、蛭子神社の境内地は分断され縮小された。

しかし、その他の新たな開発はほとんどなく、保存地区内部は往時の地割りがよく残り、１８世紀前半から明治にかけての、大小の商家、茶屋、住宅など、年代的にも、形式的にも、往時の面影を残す多様な伝統的形式を有する町屋が数多く残存し、当時の都市景観を今にとどめている。

#### (ｳ) 伝統的な建造物群の特性

保存地区は豊町御手洗の字御所河原の一部、字南富永町、字北富永町、字住吉町、字榎町、字廻りの一部、字蛭子町、字相生町、字常盤町、字山岡の一部、字天神町、字上町、字弁天町、字大浦の一部、字西大浦の一部を含む御手洗のほとんどの街区を占める、面積約６．９haの町並みである。（別図１保存地区の範囲を示す図面による。）

保存地区内の伝統的な建造物は、１８世紀前半から昭和初期にかけての、伝統的な瀬戸内の島の港町における各時期の建物である。建築形態では、比較的

間口が狭く奥行きの長い妻入りの町屋と、棟割長屋に代表されるような平入りの町屋が多い。屋根の形態は切妻造が多いが、規模の大きい町屋には入母屋造や寄棟造のものもある。外部構成は、二階部分が漆喰大壁で、底部分から下の１階が真壁であるものが多く、表側の構えは、古くは店部分を蔀張にするのが一般的であり、大戸は跳上げ戸、引戸、扉等の形式があった。平面は基本的には土間の隣に居室が一列に並ぶ一列型の間取り形式であり、建築規模については梁間６間の大規模なものから、２間半の小規模な長屋まで様々な規模のものがよく残っている。また、大正から昭和初期に建設された洋風建築が地区内に点在している。残存する洋風建築のほとんどは２階建、寄棟造、下見板張であり、壁の色は淡黄色や淡緑色等の明度の高い色である。このように年代的にも、形式的にも、平面的にも、様々な形式を有する建物が数多く残存しているのが御手洗の特徴である。

町並みは、風待ち・潮待ちの港町としての繁栄とともに変遷しており、大小の商家、茶屋、船宿、住宅、神社、寺院などが混在し、集落中心路、集落連絡路、集落生活路(小路)、路地等が埋め立てとともに、網の目のように巡っている。また大波止、石橋、高燈籠、石垣護岸、雁木等、港町の生活上必要な土木的建造物が当時のまま現存しているものもある。このように、御手洗は１７世紀の中頃形成されて以来、江戸時代の約２００年間を経て昭和初期に至るまで、瀬戸内海交通の中継港として、時代時代に応じた発展を示し、その痕跡を今も集落内に留めている歴史的にも文化的にも価値ある港町である。

保存地区は、歴史的経過や現状の建造物、景観の特徴にもとづいて、次のように区域区分することができる。（別図２保存地区の区分を示す図面による。）

A　廻り・御所河原の一部を含む住吉町、南・北富永町の町並み
B　常盤町の中東部、相生町、蛭子町、榎町の町並み
C　弁天社から天満神社、郵便局につながる街道沿いの町並み
D　新地ケ鼻の町並み
E　弁天社から大長につながる街道沿いの町並み

これらの各区域は、別表１に示すような特性をもっている。

(ｴ)　保存の方向

上記の伝統的建造物群の特性を生かしながら、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧につとめるものとする。

(2)　内　　容

(ｱ)　伝統的建造物として、保存地区内の１８世紀前半から昭和初期までに建てられた家屋、倉、神社、寺院等の建築物や大波止、石組護岸、雁木、石垣、土塀、石橋、高燈籠等の土木的建造物を特定し、それらの修理及び保存を行う。



(ｲ)　伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件としては、井戸、石碑、墓碑、樹木、庭等を対象にし、伝統的景観の復旧及び保全を行う。

(ｳ)　保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地等については、伝統的建造物群と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持する。

２．保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件（以下「環境物件」という。）の決定

伝統的建造物（建築物）については別表２、伝統的建造物（工作物）については別表３、環境物件については別表４、及び別図３～５保存計画に係る図面による。

３．保存地区内における建造物等の保存整備計画

(1)　保存整備の方向

保存地区は瀬戸内海の大崎下島の東端にあり、岬の陰にわずかに広がる平地に人家が密集した集落である。また、保存地区内の建造物は１８世紀前半から、明治、大正、昭和初期の建物が調和して、歴史的な景観を形づくっている。保存整備に当たっては、そのような地域の特性を生かし、街路や海からの建物の見え方、背景となる周囲の山並み、海、島々等も考慮して、御手洗らしい歴史的景観を維持することに努めるとともに、町並みに調和した建築物や文化施設を設けるなど、伝統的な雰囲気を持った町づくりを進めていく。保存整備方針については別表１に掲げる方針に従って進める。

(2)　保存整備計画

(ｱ)　建　築　物

ア　伝統的建造物については、主としてその外観を維持する修理とし、伝統的様式にそぐわない改造、修理が加えられているものは、それぞれの地区の特性をいかした復原的修理を行うものとする。

イ　御手洗の歴史的発展にかかわりあいの深い町屋等については、文化財指定の上、建物の全面的な復原保存も考慮する。

ウ　伝統的建造物以外の建築物の新築、増築、改築、移転または修繕・模様替、若しくは色彩の変更は、街路やその他の公共の場所から望見できる範囲における外観が、伝統的建造物に類したもの又は周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。かつ、別表１に示す各区域の特性を考慮し、構造、屋根形式、棟高、軒高、庇の軒線、正面意匠、材料などは別紙の修景基準に従い、伝統的景観の維持、保全を図る。

(ｲ)　工作物

ア　大波止、石橋、高燈籠、石垣護岸、雁木等の土木的建造物や、石垣、塀、石段、玉垣、井戸など伝統的な形式を持つものは、修理して保存する。

イ　伝統的建造物以外の工作物は、原則として伝統的な固有の様式に習い修景整備する。新設の場合も同様に、伝統的な固有の様式に習い整備する。

(ウ)　環境物件等

ア　石碑、墓碑など、町並み構成上欠くことのできない物件については、復旧し保全につとめる

イ　修景上必要あるときは、植樹等により調和を図る。

4．保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保全するために特に必要と認められる助成措置等。

(1)　経費の助成

建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、別に定める「豊町伝統的建造物群保存地区保存助成金交付要綱」に基づいて行うものとする。

(2)　保存団体への助成

保存地区内の住民等により組織された保存団体に対して、その活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(3)　建造物の新築、増築、改築等に関わる設計協議

必要に応じて専門家等による設計相談を積極的に行うことができる。

5．保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画は、次のような事項の実現につとめる。

(1)　管理施設等

標識、説明板、案内板、境界標、管理棟その他管理に必要な施設を設置する。

(2)　防災施設等

(ア)　防災施設として、自動火災報知機及び要所に消火栓、防火水槽等を設置する。

(イ)　防犯灯と兼ねて、保存地区にふさわしい街路灯を設置する。

(ウ)　鳥虫害の防除駆除等を行う。

(3)　環境の整備等

(ア)　電力柱、電話柱、有線テレビ柱、架線等については、地下埋設あるいは、移設等によって道路上より望見出来る位置より排除する。

(イ)　看板等については、保存地区にふさわしいものにする。

(ウ)　排水路については、当地区の町割りの特徴を維持しつつ、その改良を図り、雨水、汚水の処理を行う。

(エ)　街路については、保存地区内住民の生活を阻害しないため、現在の交通利用形態を維持するとともに、地区内の歩行専用街路は、保存地区の環境にふさわしいものとする。



(4)　伝統的建造物のうち、特に価値の高い建物については、所有者の同意を得て一般公開する。

(5)　保存地区内の建造物等の取り扱いについての相談窓口を開設する。

別　紙

# 主屋等の修景基準

目　的

保存地区の特性、伝統的建造物群の特徴を活かし、周囲と調和のとれた建物、物件となるように基準を定める。（以下、主屋の修景基準を示すが、他の建物等の修景についても準用する。）

1．構　造

主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。

2．位　置

主屋の位置は、その敷地内において昭和初期までに建てられていた建物の位置を原則とする。

3．屋　根

本瓦葺又は桟瓦葺を原則とする。瓦は灰色（N－4．0）の日本瓦、いぶし瓦またはそれに準ずるものとする。

屋根は勾配屋根とし、その勾配は4．5～6寸を標準とする。

4．階　数

周囲の景観を配慮した上で、平屋建、厨子二階建、二階建のいずれかとする。

5．棟高

棟高は9㍍を越えないものとする。

6．雨樋等

雨樋の色は屋根又は木部の色に準ずるものとする。

7．外　壁

無彩色（N-4．0より明るい色）あるいは淡黄色の漆喰、海鼠壁またはこれに類するものとし、特に二階部分の街路側は伝統的な意匠と調和するようにつとめる。

洋風建築に習った建物については、伝統的建造物に特定されている洋風建築や周囲の景観と調和するような色彩とする。倉庫等、その他の板壁については古色仕上げにする。

8．表構えの要素

一階＝格子構、雨戸、戸袋、下見板張、縦板張、跳上げ戸、大戸

二階＝虫籠窓、格子窓、手摺、雨戸、戸袋、妻入りの場合は窓上に水切庇

以上の要素の設置がふさわしい場合は、努めて設けるものとする。

特に、建具については、街路に面する部分または望見できる範囲において、原則として玄関部分は木製の格子戸あるいは跳上げ戸、店部分は木製の格子構、蔀張、2階部分は木製の格子窓、雨戸またはそれに準ずるものとする。アルミサッシを使用する場合には茶褐色（5．0YR2．5／2）などのカラーサッシとし、木製の格子等の内側に取り付ける。

9．基　礎

外部から望見できる部分は、自然石とする。

10．門

門を設ける場合は、伝統的建造物と調和のとれたものとする。

11．塀

土塀または板塀を基準とし、伝統的建造物と調和の取れたものとする。

土塀については、白漆喰仕上げまたはそれに準ずるものとし、頂に瓦屋根を置くものとする。瓦の仕様は屋根の修景基準と同様とする。

12．看　板

看板は、保存地区の特性を考慮して、調和のとれたものとする。

13．石垣、護岸、雁木等

花崗岩またはこれに類するものとし、積み方は伝統的手法を損なわないようにする。

14．外灯、消火栓等

色は茶褐色系を用い、伝統的景観に調和するものとする。

15．植　栽

原則として在来樹種とする。

16．その他の物件の色彩

保存地区にふさわしい落ち着きのあるものとする。

別　表　1

# 各区域の特性と当面の保存整備方針

| 区分 | 位　　置 | 特　　性 | 方　　針 |
|---|---|---|---|
| A | 廻り・御所河原の一部を含む住吉町、南・北富永町の町並 | 中期の南外縁に当たる富永町と、背中合わせに江戸時代後期に埋め立てられた住吉町の両区域であり、海岸沿いには埋め立て後に建造された町屋が並び、江戸時代後期の人口増に伴う町の膨張を示す区域である。 | 江戸時代後期に形成された住吉町の特性が示されるよう、千砂子波止や住吉神社を含めた海岸沿いは、江戸時代後期の景観を重視して家並と護岸を整備し、富永町については港町の外縁としての景観を重視して整備する。 |
| B | 常盤町の中東部、相生町、姪子町、榎町の町並 | 中期の港町の中心区域で、姪子神社から天神下に抜ける街路を中心に、生活道である路地に沿って大小の町屋が残存し、江戸時代の港町らしい特質を有するとともに、近代洋風建築やその影響を受けた住宅などが存在している。 | 江戸中期の港町として姪子町はその特性を色濃く残す姪子神社前の雁木や社殿を整備し、常盤町は江戸時代後期の町並景観、榎町は狭い路地に沿った町並景観を重視し、相生町は江戸時代から明治、大正にかけての町並の変遷がわかる形で整備する。 |
| C | 弁天社から天満神社、郵便局につながる街道沿いの町並 | 初期の港町の中心区域であり、細く曲りくねった街路の西側に江戸時代中後期にかけての町屋が残存している。東部は浜に近く、長屋建の町屋が多く、西部は若胡子屋等があり歓楽街を形成していた。また大正期に入り、天満神社が菅公伝説の地に遷座され、境内地が新たに整備された。 | 江戸時代中期の町屋を中心に江戸時代の港町の景観の特質を示すものとして整備する。また、御手洗の地名の由来となった、菅原道真が手を洗ったと謂われる井戸のある天満神社は、その伝承を活かした施設として、大正期の形態を維持しながら整備する。 |
| D | 新地ケ鼻の町並 | 海に突出した小さな岬形の区域で、初期の船溜はこの岬の東西にあり、内部は先端の雁木に抜ける道路に沿って、長屋や間口の狭い町屋が密集しており、港町の一つの特性を示している。 | 江戸時代末期の町屋を中心に江戸時代の港町的な景観を重視して整備する。 |
| E | 弁天社から大長につながる街道沿いの町並 | 大長と御手洗とをつなぐ道路に沿った区域であり、街路に面して明治初期の町屋を含む建築群が御手洗の西端部を構成しており、近世港町の外縁部を知るための資料になる。 | 明治期の町屋を中心に明治初期から昭和１０年頃までの街道らしい景観を重視して整備する。 |